

# 南九州市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## 目次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	8

令和8年3月  
南九州市教育委員会

# I 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全部改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

本市の全ての児童生徒が、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。児童生徒を最前線で支える教職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていただけるような環境整備が求められています。

そのために南九州市教育委員会では、南九州市教育振興基本計画において基本理念を「人と自然が共生する活気あふれる住みよいまち南九州市」と定め、教職員の資質向上や教育環境の整備充実等の基本方針に基づき、これまで教育行政を進めてきたところです。

本市の教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現します。学びの専門職としてワーク・ライフ・バランスを重視しながら、日々生き生きと児童生徒と接することができる勤務環境の実現を目指し、本計画に基づく取組を進めてまいります。

## (2) 本市の現状

本市では、令和2年11月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南九州市立学校の教職員の勤務時間の上限等に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における令和6年度の学校職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりでした。

## 令和6年度南九州市立学校教職員の在校等時間の状況

学校種	月平均	月45時間超~ 80時間以下	月80時間超
小学校	29時間	17.7%	1.4%
中学校	38時間	35.6%	4.4%

時間外の在校等時間が月45時間を上回る教職員の割合は小学校で約2割、中学校で約4割となっています。依然として45時間を超える教職員が一定数存在しています。校種、職種によっても状況に差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

こうしたことを踏まえて、南九州市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものです。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ② 1年間時間外在校等時間を360時間以下にします。
- ③ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。  
【12.6日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合10%以下を継続します。  
【9.3%】
- ③ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。  
【仕事や生活の満足度：54.6（全国平均53.1）】
- ④ 子育て目的の休暇等の取得を促進します。
  - ・ 男性職員の出産補助休暇及び産前・産後休暇の年間取得者数割合を100%とします。【出産補助休暇60.0%，産前・産後休暇60.0%】

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の(1)から(3)の内容に取り組みます。

(1)は、国が「指針」の中で示している、「学校又は教師の業務の3分類」（「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」）（別添資料）を踏まえ、優先的・重点的に取り組む事項です。

(2)は、各学校における措置の推進を通じて業務の適正化を図る事項、(3)は、教職員の健康及び福祉を確保するために取り組む事項です。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 学校以外が担うべき業務

##### ○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類「①関係」）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

##### ○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（3分類「②関係」）

- ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについて、原則、学校が独自に行わないこととします。
- ・ 補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて広く理解を求めるため、市校外生活指導連絡会等で周知します。

##### ○ 学校徴収金の徴収、管理（公会計化等）（3分類「③関係」）

- ・ すでに無償化している学校給食費を除く学校徴収金について、保護者の口座からの口座振替や教材業者等による保護者への直接徴収などによる改善を進めます。

##### ○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類「④関係」）

- ・ 学校と地域が協働で行う活動について、連絡調整等を学校関係者評価委員や学校運営協議会委員、地域ボランティア、地域学校協働活動推進員等が行うなどの連携を推進します。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な  
事案への対応（3分類「⑤関係」）

- ・ 学校が抱える様々な事案の解決に向けた支援を行う学校支援専門官の活用を進めます。
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等が生じた際の対応方針の策定等について検討します。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答（3分類「⑥関係」）

- ・ 学校への調査・報告物について、削減を図るとともに、DXの推進により更なる業務の効率化を推進します。

○ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（3分類「⑦関係」）

- ・ 各学校の広報資料及び保護者への配布資料等はデータによる配信を推進します。

○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類「⑧  
係」）

- ・ ICT機器等の保守・管理については、担当教員の過度な負担とならないようICT支援員を派遣するなど、効果的な運用を図ります。

○ （学校プールや）体育館等の施設・設備の管理（3分類「⑨関係」）

- ・ 地域住民に体育館等を開放する際は、鍵の管理を含む施設・設備の管理について、利用団体が責任を負うことを周知・徹底します。

○ 校舎の開錠・施錠（3分類「⑩関係」）

- ・ 校舎の開錠・施錠が、管理職など一部の教職員に集中しないように、教職員等で役割分担をするなどの取組を推進します。

○ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類「⑪関係」）

- ・ 学級担任等の特定の教員のみが行うのではなく、安全点検等の必要な措置を行った上で、教職員等が輪番で対応するなどの取組を推進します。

○ 校内清掃（3分類「⑫関係」）

- ・ 校内清掃については、教育的価値を踏まえながら、実施回数や清掃範囲の見直しなど校内清掃の在り方を見直します。

○ 部活動（3分類「⑬関係」）

- ・ 国が示すガイドラインを踏まえ、全ての部活動において原則週2日以上の部活動休養日など、適切な休養日等を設定するよう促すとともに、部活動指導員の配置に努めます。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 給食の時間における対応（3分類「⑭関係」）

- ・ 給食時間における指導や見守りについては、緊急時の対応等必要な情報を学校全体で共有し、学級担任のみが行うのではなく、他の教職員等と連携した組織的な対応を推進します。

○ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類「⑮、⑯関係」）

- ・ 授業準備や採点作業、宿題の提出確認等を補助する教員業務支援員の配置校数増を検討します。
- ・ 統合型校務支援システムのクラウド化及びグループウェアの見直し等を検討し、学校が学習評価や成績処理等を行う際の事務負担の軽減を促進します。
- ・ 授業支援アプリや情報共有ツールなどの利用が可能となる県域教育用アカウントの活用により、生成AIなどの効果的活用を推進し、教育の質の向上と業務負担の軽減を図ります。

○ 学校行事の準備・運営（3分類「⑰関係」）

- ・ 学校行事の準備、運営について、教育的価値を踏まえながら、学校運営協議会を中心に地域等外部との連携を推進します。

○ 進路指導の準備（3分類「⑱関係」）

- ・ 進路指導を担当する市教育委員会担当者を配置し、生徒の進路に関する情報収集及び積極的な情報発信に努めます。

## ○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類「⑨関係」）

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、SC、SSW、日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員の協働を促進します。  
特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や教育相談員、SSW等による効果的な支援を促進します。
- ・ こども未来課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促します。
- ・ 特別支援教育支援員の適切な配置に努め、教職員と協働した指導・支援を推進します。

## (2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の段階で真に必要な時数となっているか確認し、必要に応じて指導・助言します。併せて、施行規則別表外の見直しについても必要に応じて指導・助言します。
- ・ 祝祭日の国旗掲揚や土日の学校日誌記入は、行わないようにします。また、週休日の花壇等の水かけについては、負担軽減を図る工夫を行います。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 生成AIやクラウド等を効果的に活用した校務DXを推進し、業務の効率化を図ります。
- ・ 職務経験が少ない教職員が適切な支援や助言を得られるよう、校務分掌の在り方や担当する授業時数などについて総合的に配慮するとともに、ワークショップ型の校内研修の実施など、コミュニケーションを図りやすい職場環境の整備を推進します。
- ・ 市教育委員会が主催する研修の内容や方法等の改善を図ります。
- ・ 勤務時間外の電話対応等について、自動音声機能等に対応した機器の導入について検討します。
- ・ 働き方改革や業務改善の取組が、全ての教職員等による主体的な取組となるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業を踏まえた校内研修を全ての学校で実施できるよう支援します。
- ・ 各学校において、学校評価の結果等に基づき学校運営の改善を図る場合に、その改善が在校等時間の長時間化につながらないようにするため、本実施計画に適合するものとなるように支援や指導を行います。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 「南九州市学校職員の長時間勤務者に対する学校医等の面接指導実施要領」に基づき、該当する教職員等を対象とした医師による面接指導を実施します。
- ・ 学校保健安全法第15条に基づく教職員等の健康診断を、毎年定期に実施します。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退庁日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中にリフレッシュウィークを設け、3日間の閉校閉庁日の設定を行います。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 本計画に基づく措置の実施状況については、取組状況や目標に対する実績等について点検等を行い、その結果をその後の対策や計画に反映させます。  
また、ホームページへの掲載により公表し、教育委員会の会議や総合教育会議でも報告します。
- ・ 各学校の状況を確認し、課題がある場合は学校に聞き取りを行い指導します。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教職員等がいる学校や、休憩時間の確保等が課題となっている学校には、年度内に改善できるよう、個別に支援や指導を行います。
- ・ 各学校では、校長など管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での話し合いも参考にしながら、この計画に沿って教職員の働き方改革に取り組みます。各学校の取組を進めるため、南九州市教育委員会は本計画を広く周知するとともに、管理職研修会でマネジメントに関する研修を充実させるなど、支援を強化します。
- ・ 関係部局と連携して、保護者や自治会などに「業務の3分類」などの業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行い、具体的な協力を得られるよう取り組みます。
- ・ 児童生徒の支援を行う医療や福祉の人材を活用するために、関係部局や機関と協力して取り組みます。